



頑張れ！
ふじさわの子どもたち♡

(2021年4月入学予定者対象)

©藤沢市

給付型奨学金制度

奨学生を募集します！

藤沢市では、藤沢の子どもたちが能力や可能性を最大限伸ばし、将来に向かって希望をもって学んでいくことができるよう、返済の必要がない給付型の奨学金制度を実施します。

【給付対象となる学校】

学校教育法に規定する大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）、高等専門学校の4年生以上（※いずれも、高等教育の修学支援新制度の対象機関であること）

※対象機関については、文部科学省HPをご覧ください。

文部科学省HP→



【給付金額】

以下の金額を上限とし、大学等の正規の修学期間内の給付とします。

①学準備奨学資金（入学金相当） 1回 150,000円以内

②学費奨学資金（授業料相当） 年額 400,000円以内

【申請期間】

2020年8月3日（月）～9月30日（水）※事前に電話予約の上、教育総務課に本人が持参
※持参が難しい場合は、教育総務課へご相談ください。

【給付人数】

6名程度

【奨学生内定時期】

2020年12月頃（選考通過後、大学等への合格をもって奨学金の給付を決定します。）

【申請資格】

2020年4月1日時点で藤沢市に1年以上住民登録があり、以下の条件にあてはまる方

(1) 世帯等の状況 ①から④のいずれかに該当する方

①住民税非課税世帯の子ども ②生活保護受給世帯の子ども ③合計所得250万円未満のひとり親家庭世帯の子ども ④児童養護施設入所者または退所者

(2) 学力・資質要件 高校2年（既卒者は3年）の学年末までの評定平均が3.1以上で進学目的が明確であり、学習意欲が高い方（2020年4月1日時点で20歳未満の方について、申請可とします。）

【給付後の面談】

給付にあたっては、年に数回予定している面談に必ず出席していただくことが条件となります。

【併給について】

他の団体からの給付型奨学金との併給については不可とします。なお、貸与型奨学金と国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金は併給可とします。

【選考方法】

一次審査・・・・・・世帯状況の確認、本人の成績 二次審査・・・・・・小論文、面接

問い合わせ先

藤沢市 教育委員会 教育総務課
〒251-0054 藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所本庁舎3階
TEL 0466 (50) 3556 (直通)

えがおあふれる
学校づくり

